

民間児童クラブにおける事故等発生時の報告に関する取扱要領

1. 趣旨

この要領は、大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号。以下、「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例に適合する社会福祉法人等（以下、「事業者」という。）が行う放課後児童健全育成事業（以下、「児童クラブ」という。）において事故等が発生した場合における事業者の大津市（以下、「市」という。）への事故等の報告（以下、「報告」という。）の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2. 事故等（報告）の範囲

- (1) 児童クラブの登録児童（以下、「登録児童」という。）に対する育成支援により発生した事故のうち、心身に医療受診が必要となった事故（医療機関受診、施設内処置を問わず）又は死亡若しくは重症等の入院加療を必要とする事故
- (2) 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下、「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下の①及び②の双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下の①に該当する場合に報告すること。
 - ① 点呼等による所在確認の不実施による事故
 - ② 安全装置の不適切な運用や故障等による事故
- (3) 登録児童を見失い、又は置き去り等が発生した場合（登録児童が自ら施設外に出た場合を含む。）で、警察への通報又は消防による救急搬送等救助協力を求めた事故
- (4) 登録児童の所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生し、又は発生する恐れがある事故（事業者の過失の有無を問わない。）
- (5) 食中毒又は感染症等で法令により保健所へ通報が義務付けられている事故及び異物混入
- (6) 放課後児童支援員等の法令違反、不祥事等
- (7) その他特に市において報告が必要と認められる事故

3. 報告の対象

報告は、原則として、事故に関する児童が児童クラブの登録児童である場合、若しくは児童クラブが市内に所在する場合とする。

4. 報告の項目

事業者は、2に掲げる事故等の範囲において、別添・別紙報告様式により市へ報告するものとする。

- (1) 基本情報（施設・事業所名、所在地）
- (2) 事故にあった登録児童の情報（登録児童の年齢、性別、特記事項）
- (3) 事故発生時の状況（発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況・事故内容の詳細、誘因、受診先、診断名、診断内容、事故発生後の対応）
- (4) 再発防止策（ソフト面、ハード面、環境面及び人的面）
- (5) その他（特記すべき事項）

5. 報告の手順

- (1) 事業者は、事故が発生したときは、すみやかに事故報告書により、市へ報告するものとする。(第1報は、原則、事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に4(1)から(3)の項目を、第2報は、原則、1か月以内に第1報以後の経過及び4(4)について報告すること。)
- (2) 報告後に登録児童の容態が急変するなど、状況に変化が生じた場合や事故の処理が長期化するようなケースにあつては、必要に応じて随時追加報告するものとする。
- (3) 事故発生の要因分析や検証等の結果、再発防止策については、作成後すみやかに報告するものとする。

6. 事故対応

- (1) 市は、事業者からの事故報告に基づき、すみやかに事故の状況把握等を行うとともに、事業者に対し、事故対応等につき状況に応じて必要な調整・助言を行うものとする。
- (2) 市は、こども家庭庁各課長通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」(以下、「通知」という。)に掲げられた重大事故について、事故の内容を滋賀県に報告するものとする。
- (3) 市は、前2項の報告とともに、通知7(2)に基づき、必要に応じて消費者庁消費者安全課に報告を行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日より施行する。

この要領は、令和8年4月1日より施行する。